

個人情報開示請求等に関する審査請求手続について

神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）の規定に基づく開示決定等の処分についての審査請求は、同条例第26条第2項の規定及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により同法の規定の一部が適用されず、同条例に基づき、主に以下のような手続が行われます。

- 行政不服審査法に基づき設置する神戸市行政不服審査会ではなく、学識経験者等により組織する神戸市個人情報保護審議会に諮問されます。
（神戸市個人情報保護条例第26条第1項）
- 行政不服審査法第9条に規定する審理員による審理手続は行われません。
（神戸市個人情報保護条例第26条第2項）
- 行政不服審査法に基づく審理員による審理手続は行われませんが、通常審理員が行う審理手続に代えて、神戸市個人情報保護審議会の場で調査審議が行われます。（神戸市個人情報保護条例第26条の4）
- 神戸市個人情報保護審議会に諮問された後は、当該審議会に対し、意見の陳述（神戸市個人情報保護条例第26条の5）のほか、意見書や資料の提出（神戸市個人情報保護条例第26条の6）が可能です。

※神戸市個人情報保護審議会の庶務は、市長室市民情報サービス課（電話：078-322-5175）で行っています。

2 ページ（神戸市個人情報保護条例の規定（抜粋））

3 ページ（個人情報開示請求等に関する審査請求手続の流れ（概要））

もあわせて御覧ください。

神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）

（救済手続）

第26条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があったときは、市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく審議会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報等の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第26条の3第1項において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報等の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
 - (3) 裁決で、審査請求に係る訂正決定等（訂正請求の全部を認容して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を認容して訂正することとするとき。
 - (4) 裁決で、審査請求に係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を認容して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る利用停止請求の全部を認容して利用停止することとするとき。
- 2 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定による指名をすることを要しない。

（諮問をした旨の通知）

第26条の2 前条の規定により諮問をした市長等（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第26条の3 第19条の3第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報等を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審議会の調査権限）

第26条の4 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報等（利用停止決定等に係るものにあつては情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された個人情報等の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報等に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第26条の5 審議会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与なければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第26条の6 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧）

第26条の7 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

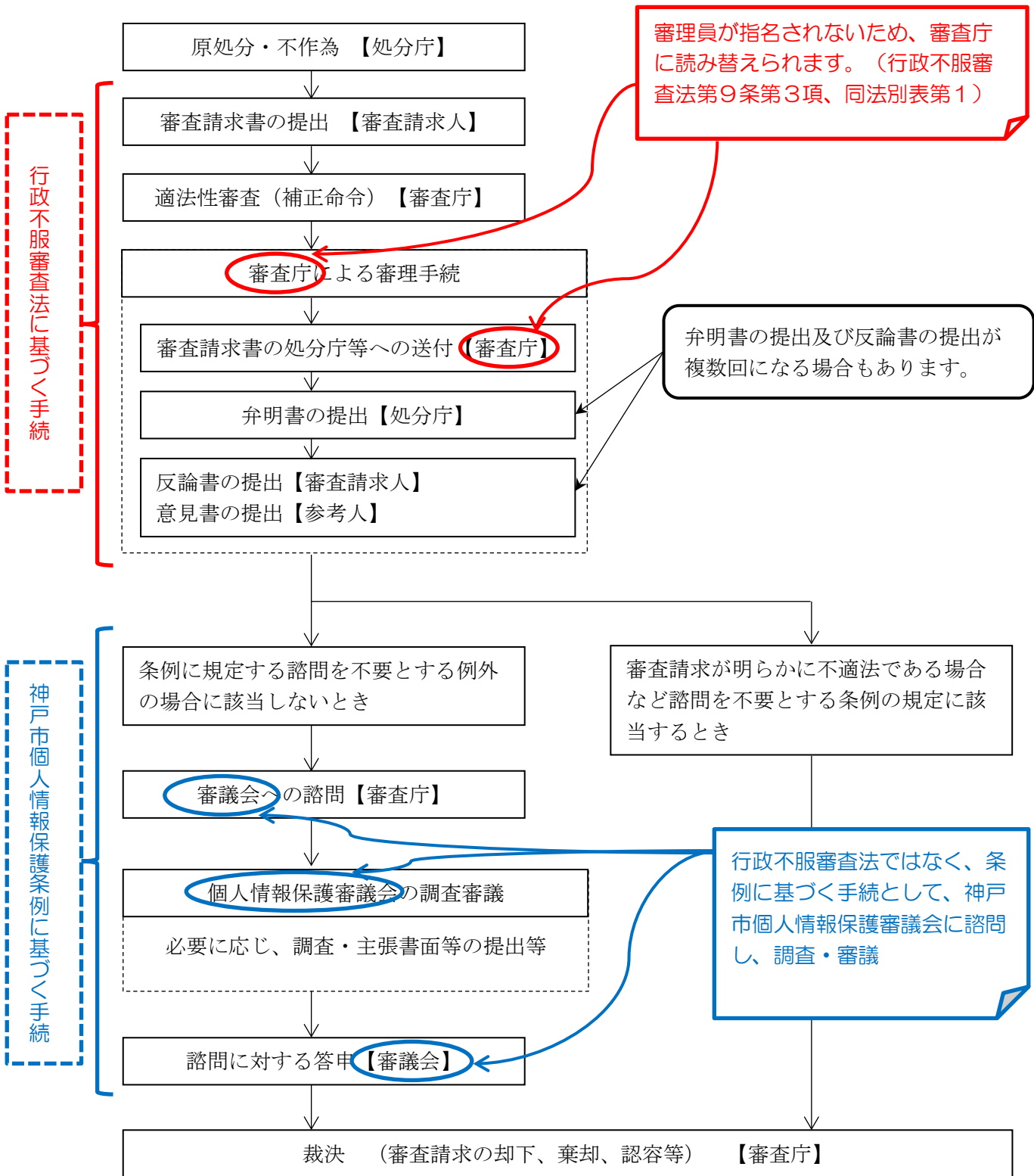
第26条の8 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第26条の9 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

2 諮問庁は、諮問に対する答申を得たときは、その内容を公表するものとする。

個人情報開示請求等に関する審査請求手続の流れ（概要）



※神戸市長を審査庁とする（神戸市長が裁決を行う）審査請求については、受付から裁決を行うまでの標準審理期間を1年としています。（書面の提出や審議会の調査の進捗等により前後します。）